

第十三章 司法の正常化を目指して

騒然とした社会情勢の中で

昭和四十二年一月二十九日、佐藤内閣の「黒い霧解散」（第三十一回総選挙）で森山は六万四千九百五十五票を獲得、第四位で六回目の当選を果たした。

その次の四十四年十二月二十七日の総選挙（沖縄解散）でも六万八千五百二十七票、第二位で当選した。党内における労働問題の第一人者としての評価は一段と高まるに同時に、三木派の幹部として閥務にも精を出すに至る。もともと森山は一匹狼的性格が強く、閥務や衆をたのんでことを起こすといったことは苦手だった。しかし森山が好むと好まさるとにかかわらず、閥務のほうが彼を追いかけてきた。

この選挙の直前、四十四年十一月二十七日に行なわれた自民党の総裁選挙で、三木は佐藤栄作の三選を阻止するために立候補した。その結果森山はあまり得意とはいえない党内工作に走りまわった。

た。この総裁選で三木は前尾繁三郎の次の三位というのが衆目のみるところだったが、意外にも百七票を獲得、前尾の九十五票を押えて二位となつた。前尾はこの敗北が引き金となって、大平正芳に派閥のボスの座を奪われることになる。

当時の時代を象徴するのは大学紛争であり新左翼系の学生の暴動事件の頻発である。これは先進国に共通の現象で、イタリアでは一九六八年（昭和四十三年）の「暑い秋」と呼ばれた凄まじい学生紛争を境に経済は一気に落ち目となつて行く。

日本でも四十三年一月のエンタープライズ入港阻止行動、秋の日大闘争、国際反戦デー（十月二十一日）の騒乱、翌年一月にもつれ込む東大紛争と学生紛争が相次いだ。経済は高度成長を続ける一方で、社会情勢は騒然とした雰囲気をかもし出していた。

こうした学生を中心とする新左翼系団体の破壊活動、暴力行為を前に、森山は司法の問題に取り組むことになる。戦後、左翼勢力は一貫して裁判官、検事、弁護士など司法の分野への浸透を図ってきた。この効果は徐々に表れ、法の解釈をねじ曲げて暴力行為をも是認するような判決が相次いだ。これらの判決が実力で権力を握ることを標榜する新左翼運動を鼓舞したことは否めない。森山はこの司法、法曹界のあり方に基本的な疑問を抱きはじめ、法曹界の実態の解明に目を向けるようになった。

森山が法曹界に巣喰う左翼と対決したのはこのときが最初ではない。三十五年の三井三池争議で共産党系といわれる自由法曹団や総評弁護団は大挙して現地に押しかけ、組合（旧労）支援のため

森山はこうした風潮に危機感をもつた。当時、裁判所職員等で構成する全司法労働組合は一万五千人の組合員を持ち、公務員組合の中で「日共三羽鳥」の一つといわれていた。全司法は裁判所内で赤旗を立てたり、共産党路線にのった過激な闘争を展開していた。森山は司法界を混乱さうになつた。

四十二〜三年当時、労働問題や公安関係の裁判では被告が騒ぐだけでなく、自由法曹団や総評弁護団などに所属する左翼系の弁護士も、労働運動家ながらの法廷戦術を展開した。この「荒れる法廷」の報道もまた偏向したもので、強い法廷指揮をとる裁判長には例外なく「反動」のレッテルが貼られた。裁判官の中にはこうした風潮に迎合するものが多く、一段と「偏向判決」が目立つようになつた。

森山はこの自民党内情を憂えるとともに、いつか法律家の集団が必要になると見え、ほとんど一人の力で労政法曹団をつくりあげた。党が組織としてその存在を認めようとしない状況の中で森山は労政法曹団を懸命に支え、育てあげた。

労政法曹団は今、党が直面した法律問題や国會議員、党関係者の法律相談などの面で大いに貢献している。地味だが、実に森山らしい実績だといえるだろう。

労働関係法に関する過去の偏向判決は徐々に是正される方向にあるが、法曹界の危機にいち早く警鐘を鳴らしはじめた森山の功績は大きい。

家集団を抱えている。ところが自民党にはもともと立法府と行政府を牛耳っているという意識からか、こうした組織をつくりあげる意志がなかつた。

森山はこの自民党内情を憂えるとともに、いつか法律家の集団が必要になると見え、ほとんど一人の力で労政法曹団をつくりあげた。党が組織としてその存在を認めようとしない状況の中で森山は労政法曹団を懸命に支え、育てあげた。

労政法曹団は今、党が直面した法律問題や国會議員、党関係者の法律相談などの面で大いに貢献している。地味だが、実に森山らしい実績だといえるだろう。

の注意をはらつていたのである。

それだけに生前の森山が司法問題を語る時はきわめて慎重だつたし、黙して語らなかつた部分も少くない。だが、この労政法曹団に関しては森山自身も苦勞して育てたとの自負を持っていた。

社会党には総評弁護団、共産党には自由法曹団といった具合に、他の政党はそれぞれ大規模な法律の上市・下市局闘争でも活躍したことは前述した。

労政法曹団は約三十人の小世帯ながら現在でも左翼系の法律家団体と対決して果敢に闘っている。森山は筋を通す男である。だから三権分立を踏みはずすような行為は徹底的に嫌つた。司法の問題にタッチしていくも、この点に関しては常に細心



労政法曹団の新年会に招かれて。

せて いる一因は、この組合にあると考えた。

四十二年十一月一日の衆議院・法務委員会で、森山はこの全司法の問題を取り上げた。森山はこの組合がいかに共産党勢力に牛耳られているかを明らかにしたうえで、公正で中立厳正な立場にあるべき裁判所内で左翼運動が行なわれていると指摘、最高裁判所当局を厳しく追求したのである。全司法問題を皮切りに、森山は法曹界全体にその追及の手を広げていく。森山の攻撃の手法は組合の存在を否定するのではなく、その活動の非法的な部分を厳しく徹底的に糾弾していく。というものである。森山の猛攻撃を受けたのは青年法律家協会（青法協）、自由法曹团などの左翼法曹団体、弁護士会などだが、これまで秘かに進行していた法曹界内部への左翼の浸透が次々に暴かれていった。

森山はこれらの調査結果を四十四年一月「法曹界への疑問」という小冊子にまとめ、政界を中心配布した。この小冊子は政府、与党首脳に衝撃を与え、これまでアンタッチャブルと考えられていた法曹界に一挙に批判の目が向くことになった。森山はこの小冊子をまとめることになった動機をこう語っていた。

「この小冊子は四十三年四月二十七日号の『週刊時事』に寄稿した原稿を序文にして、その後加筆したもので、法曹界の動きに疑問を持つたきっかけは四十二年十月八日の羽田事件（佐藤首相の東南アジア訪問に抗議した三派系全学連と警官隊との衝突事件）で逮捕された三派系全学連の秋山委員長が保釈中、三日以上旅行するには事前に申し出て許可を得なければならないのに、これを無

視して佐世保までデモを行った事件です。当然、検察側はこれを知つて保釈取り消し請求をしました。ところがこれが却下されてしまったのです。これは法治国家の基礎をも揺るがすことであり、見逃せないことです。その後、王子や成田で世間周知の大暴れをやり、世論のきびしい指弾を受けている事実を裁判官はいつたいどう考へてゐるのか。このことがきつかけで司法問題に取り組むようになり、現在まで続いています。ずいぶん長くなりますが、一時はひどかったですからね。裁判所は泥棒などにはすぐ逮捕状を出すのに、労働、公安事件はほとんど逮捕請求を却下してしまったね」

このエンタープライズ佐世保寄港騒動の際、森山は河野洋平、佐藤文生、板本三十次の三代議士を率いて現地の調査を行なっている。

森山が法曹界の問題と取り組みはじめてからまもなく、法曹界を揺るがすような事件が続発する。

青法協の存在がクローズアップされたのは四十四年九月の「平賀書簡問題」だ。札幌地裁の平賀健太郎所長（当時）は長沼ナイキ訴訟を審理中の福島重雄裁判長に私信を送り、「この裁判に関する所見を述べた。ところが、青法協の活発な活動家だといわれていた福島裁判長が、この私信を上司から圧力がかかったという主旨でマスコミに流したため、平賀所長が糾弾されることになった。

一方、青法協のメンバーと見られる裁判官を中心に、偏向的な判決が相次いでいた。自衛隊の違憲判決、労働基本権の解釈についての労組寄り判決、警官の警備、捜査活動を厳格に規制する判決などで法秩序は危機に瀕していた。「恵庭裁判」などは検事が被告に求刑しようとしたところ、青法

協の活動家である裁判長がこれを必要ないと拒否する珍妙な裁判だった。これは被告を最初から無罪にしようとした意図した訴訟指揮以外のなにものでもない。

高度成長の裏側で司法はすっかり左翼勢力の白アリに土台を侵されていていたのだ。法秩序を混乱させ、取締りをマヒさせてることで左翼は勢力の伸長を図ろうとしていた。

こうした実情に最高裁は四十五年四月「裁判官の団体加入は好ましくない」旨の公式見解を発表。ついで五月、石田和外・最高裁長官（当時）が「極端な国家主義者や明白な共産主義者は裁判官に不適格」と発言するに至る。これに対してもマスコミは青法協側を支援する論調を展開し、左翼側はこれに力を得てなお激しく抵抗することになる。

しかし最高裁は四十六年三月、まず青法協加入の熊本地裁の宮本康昭判事補の再任を拒否するとともに、裁判官志望の司法修習生七名を不採用とするなど、司法への左翼勢力浸透に断固たる態度を示した。次いで四月、修習生修了式を混乱させた阪口徳雄修習生を罷免した。

法曹界の混乱はこの頃がピークだった。最高裁が不退転の決意を示し、社会情勢の変化もあって、その後表面的には偏向裁判は減り、青法協の活動もしだいに沈静化した。この結果青法協内の裁判官部会は数年前に解散したといわれる。しかし、法曹界には青法協や自由法曹団が依然として存在し、法秩序の弱体化を狙っていることに変りない。

司法正常化の追求

こうした流れの中で、森山は法曹界の正常化に尽力した。森山の指摘や警鐘がなく、また左翼に对抗する戦略がなかつたら法曹界はおそらく“家”のてっぺんまで白アリに侵蝕されてしまう。司法の問題を取りあげる難しさは、具体的な事案や判決内容に立ち入れば、司法への政治の介入という非難が吹き出してくることである。そうなればまさにヤブヘビであり、このため森山は全司法という労働組合のあり方、青法協という団体のあり方をまず追求した。それが正されればいずれ裁判の内容も正されていくと考えたからだ。

「法曹界といつても、判事あり検事あり弁護士あります。弁護士のうち約一〇%は共産党系だし、それに近いのも相当います。他の大部分は政治や思想に関心のないノンポリですが、人権擁護なんていふ旗印を掲げて常に反権力、反政府の立場をとる。だから弁護士の動向を見なければいけないのですが、やたら手を出せないところですからね。僕が調べたところ、やはり問題のひとつは青法協でした」

最近、あまりマスコミにも登場しなくなつたが、一時は大きな関心を集めめた青法協とはどのような団体なのか。

「中央公論」四十六年七月号に掲載された「青法協の立場から」の筆者で、当時の青法協議長・佐々木秀典は概略、次のように説明している。

「青年法律家協会（青法協）は、昭和二十九年四月、『憲法理念の貫徹を願う』少壯の弁護士、学者ら約二百八十名が、憲法を擁護し、平和と民主主義、国民の人権を守ることを目的に創立された

……

事業目的は①研究・調査 ②教育・啓蒙 ③法律問題処理に関する知識、技術の提供 ④親睦その他必要な活動——となつてゐる。当時（四十六年）の規模は弁護士千五百名、裁判官二百二十名、学者二百五十名、修習生二百名、その他で合計二千名強。裁判官に限つてみると、全裁判官の約一〇%，第一線の地裁、家裁では約一五%を占めていた。

青法協は建て前上はいずれの政党にも偏しないことを標榜している。しかし、実際には三十五年の安保闘争以降、左翼団体の運動を積極的に支援するようになる。一方、日本民主法律家協会、自由法曹団、総評弁護団などの左翼系法曹団体、その他の左翼団体と連携しながらイデオロギー色の極めて濃い活動を行つてきている。共産党の影響下にあるメンバーもかなり多く、同党はこれら団体を党活動の前衛とみなしている。

青法協の政治的スタンスは当時の活動方針を見れば明らかだ。「安保体制の強化反対」「教育、思想の軍国主義化反対」「アメリカのベトナム侵略戦争と日本政府のこれへの加担阻止」……。常識で考えてもこうしたスローガンを掲げる団体が「不偏不党の研究団体」ではないことは明らかだろう。

事実、青法協の会員と見られている裁判官が関与した裁判で、偏向的な判決が続出したのである。森山は青法協の中でも、とくに裁判官会員の存在を重要視した。多数を占める弁護士会員の動向も問題だが、本来公平、中立でなければならぬ裁判官の中にこのようなイデオロギー集団への加入

者がいることは、裁判の公正を疑わせる。司法の信頼が失われたところでは、やがてテロが台頭することとは歴史の教えるところだ。

たとえば自民党なり公明党、民社党なりの党員、活動家が裁判の当事者となつたとき、それを担当する裁判官が共産党に近い青法協のメンバーだったとしたとしたら、彼等は判決を公平なものとみなさないだろう。

最高裁事務局の解釈では「単に特定の政党に加入すること、一般国民としての立場において、政党の政策を批判すること」は許されている。しかし、国民の裁判官に対する期待は彼等が政治から超然としていることだ。裁判の当事者から多少でも不安、不信を持たれるようなことを徹底的に避けるのが裁判官のあるべき姿なのだ。大多数の裁判官はそのことを肝に命じ、厳しく自らを律している。だが、ほんの一部の人間たちによつて、司法の公平が疑われる事態が起きたとしたら、青法協の責任は極めて重い。

森山はこの青法協の裁判官会員の問題をはじめ、法曹界の危険な傾向について国会、自民党内の機関へ懸念に注意を喚起した。

そのさい森山は立法権と司法権との関係に、十分な注意を払つたという。

「とにかく微妙な問題ですからね。秘かにそして慎重にやつてきましたよ。かつて、自民党の中に『司法の公正に関する委員会』というのができて、司法の問題点を論議したことがあつたようです。が、あれはますいやりかたです。明らかに立法権の司法権に対する介入であり、これはやつてはい

けません」

四十七（八）年ころになると「偏向裁判」が騒がれることは少なくなってきた。青法協もマスコミに登場することはほとんどなくなつた。

だが、青法協自体は依然として存在し続いているし、ごく最近の加入者数は約二千六百人と、当時よりもむしろ増えているほどだ。政治的スタンスも変化した様子はない。裁判官部会の解散も実は擬装であつて地下にもぐつただけという見方も一部に根強い。いつまた彼らが活発な活動を再開するか。司法の危機は依然として潜行しているのである。

「青法協は最盛期ほど派手な活動はしなくなりましたが、いまでもときどき首を傾げたくなるような判決が出るのを見てもわかるように、まだ消滅したわけではありません。いまだに五六十人の青法協裁判官はいるようですし、かつて青法協で活動した裁判官が最近、昇進して地裁から高裁へいたり、中には裁判長になつているものもいます。だから依然としてこの問題から目を離すわけにはいかないです」

しかし、森山は立法府と司法府との間に確固として一線を画すという姿勢をとる。それは頑などもいうほどのものだが、この「危険な問題」を扱うにはむしろこの頑なな態度こそ必要なのだろう。「鬼頭判事補の三木首相へのニセ電話事件が発覚した五十一年の十月ころ、元鹿児島地裁の所長の飯守重任氏からこの件で会いたいといふ電話があった。その前には鬼頭という人物に会えという話もありました。僕は会いませんでしたがね。そういうえば、このニセ電話事件があつた後でしたか、

飯守氏が僕のところにやつてきて、「なぜ三木派なんかにいるんだ。あなたは出るべきだ」といったことがある。僕は「飯守さん、あなたとは裁判の正常化という問題については意見が一致する部分もある。しかし、政治家の出所進退について、あなたから口を出されるいわれはない」といった。それ以来、彼は僕の前に姿を現わさなくなりましたよ」

森山は司法の正常化に人一倍熱心だったが、鬼頭や飯守といった司法界内部の一層、狂信的な思想の持ち主たちは、あくまでも一線を画していた。森山には司法の正常化を願う以外なんの雜念もなかつたからである。

森山先生と労政法曹団

弁護士 秋山 昭八

私が、森山先生の知遇を得て自民党の労働問題調査会に出席する機会を得たのは、弁護士を登録した翌年の昭和三十四年春であった。当時労働事件、とりわけ公務員労働関係の分野においては、日教組、自治労弁護団等を中心とした総評弁護団が圧倒的に強力であったのに対し、当局側の応訴態勢は極めて貧弱であったといつてよかつた。当時は、左翼革新勢力を支援する総評弁護団及び自由法曹団があるのみであったことから、先生はこのことをたいへん憂慮され、この種事件に対応できる若くて活動力のある弁護団を結集するよう強く勧められたのである。当時、教育の現場では勤評闘争（勤務評定反対闘争）や学闘争（学力テスト反対闘争）が華々しい状況であった。そこで教育正常化の一方案として教職員組合の専従者を制限するための条例の立法化が建議され、私はその指導のため岐阜県に赴いた際、記者会見の都合もあって、先生に命名していただき「労政法曹団」を結成したのであった。まさに先生は、労政法曹団の生みの親であり、育ての親なのである。労

政法曹団の結成は、その後の判例形成にも重大な結果をもたらしたばかりか、公務秩序の維持、ひいては正常な行政運営に多大な貢献をすることことができたものと自負することができるのであって今日まで先生のご指導のもと労働関係の適正化と教育の正常化を目指して活動を続けてきたのである。

労政法曹団発足の頃、ILO八七号条約批准をめぐって国鉄職員や郵政省職員等公労法適用下の労働組合や公務員の職員団体に、解雇された非職員が加盟した場合の組合の交渉権限の有無について、政治問題化し、教職員等の在籍専従制度についても深刻な論議を呼ぶようになった。

こうした中で昭和三十四年秋、和歌山地裁において専従休暇申請を不承認とした処分が違法として取消される判決が出るに及び、これを重大視した先生のお声掛かりで、労政法曹団がこれを支援して大阪高裁に控訴することになった。この訴訟の争点は、非職員が参加している故をもって不適法な登録職員団体として取り扱うことが許されるかどうか、そして、もし許されるとすれば、このことを規定した地方公務員法五一一条一項は勤労者の団結の自由を保障した憲法二八条に違反しないかどうかという点にあった。この控訴審の法廷に先生はわざわざ下阪されて傍聴席に席を占め、我々を叱咤激励されたのである。しかしながら昭和三十六年夏敗訴するに及び、県当局もいつたんは上告を断念したが、この判断が確定することによって将来由々しい問題を残すことが憂慮され、先生の強い要請によ

り、私が県当局に上告を決意させるべく和歌山県に急拵赴き、三日にわたる執拗な説得を重ねた結果、ついに上告する運びとなった。

そこで、われわれは必勝の信念をもって上告理由書の作成に取り組んだ。上告理由は司法権の審査の限界、不承認処分の自由裁量性等を主たる柱として構成することになったが、先生のご指導もあって、専従期間が昭和三十五年三月三十日をもつて経過終了したことにより不承認処分の取消を求める訴の利益の消滅した旨の主張が採用され、昭和四十年七月一日原判決は破棄され請求棄却の勝訴判決の言渡があった。この大法廷判決はとくに、憲法二八条の法意に解れ、団結権等の制限についていわゆる相当性の原理を導入し、具体的に制限の程度を決定することは立法府の裁量権に属するものとする画期的なものであり、この考え方は、その後の公務員の争議権禁止法制についてこれを合憲とするうえに重大な役割を果たしたばかりか、数年早く言渡されていたならば、ILO八七号条約の批准問題についても重大な一石を投じたものと思われる重大な意味を有するものであった。現今、行政改革が叫ばれる中で、公務員の給与決定について人事院勧告どおりの実施を主張する野党労働組合の要求に対し、これを制限しようとする政府、県当局の意見が合憲とされるのもまさにこの判決に淵源するものといつても過言ではないのである。今にして、当局の上告断念を翻意させた先生の卓見と情熱はまさに満貫の重みがあつたといえるのである。

池田内閣成立後間もなく、三井三池争議の收拾の道が開けた。昭和三十五年八月十日、中央労働委員会の斡旋案がようやく労使双方に提示され、炭労が条件付きながらこれを受諾する空氣となつたからである。

この争議は、三井鉱山が同年八月、全山で四千五百八十名（三池二千二十名）の減員を中心とする合理化案を提示したことによる。これに対して、過激な左翼グループに指導された三池においては、組合員による人権を無視するような縮め付けもあり、退職応募者はほとんど出なかつたため、会社は同年十二月に千二百二名を指名解雇したところ炭労は、これに強く反発し、長期闘争方針を決定、総評もこれを全面的に支援することとなり、一方、経営陣は、協調融資を行ななどの支援態勢をとり、『総資本対総労働の対決』の様相を呈した。三池闘争の悲劇は、労働者が一部の左翼グループに扇動されて職場闘争の名によつて、職場での職員のつるし上げや小ぜり合いが日常化し、職場秩序が紊乱を極めていたことにあつた。会社が、昭和三十五年一月二十五日の、ロック・アウトを実施するや、労組内の批判勢力は、三月十七日、新労組を結成し、旧労組と鋭く対立した。ストは長期化し、新旧労組の対立と激突は、職場はもとより炭住街にまで及んだが、先生のご指導により労政法曹団は、新労組の就労闘争を支援するとともに、旧労組の人権侵害等、違法行為を監視、摘発につとめるなど、少なからぬ役割を果たした。「足一本や二本折つてこい」との先生の檄に答えて団員も防弾チョッキに身を固めいよいよホッパー突入

という前日、三十五年八月十日、中労委の職権斡旋によりようやく「一百八十二日間の長期にわたる争議は終息するに至った。このようなデスクワークを超えた現地指導型弁護は、先生の強力な指導による新しいタイプのものであり、三池争議の勝利に果たした先生のご功績は多大なものがあつたといえるのである。また、今日まで二十数年にわたり争われてゐる「家永教科書裁判」も、当初当局は「教科書の裁判」として通常の国家賠償訴訟として訟務局限りで対応しようとしていたが、先生は、いち早く、「教育権裁判」と位置づけ一大国民運動を結集され、法廷闘争についても労政法曹団を参加させることにより強力な応訴対勢を敷いた結果、今日の各種の教育関係裁判についてのいわゆる国家教育権説を固めた意義は極めて大なるものがある。

来年は労政法曹団結成三十周年に当たり、先生と共に歩んで來た法曹団の実績を回顧し展望を語ろうとしていた矢先に、先生のご逝去に接し、いよいよ先生のご遺志を受け継ぎ、発展させる決意を新たにするものである。

第十四章 「マル生」敗北の現場で

二度めの社労委員長に就任

昭和四十四年の暮も押しつまつた十二月二十七日のオ三十二回総選挙で森山は七回目の当選を果たした。この選挙の余韻もまだ納まらない翌四十五年の一月十八日、母の初恵が九十歳の天寿を全うし他界する。

初恵は明治十三年七月十一日、富山県新湊市の医師・高橋七蔵、ます夫婦の次女として生まれた。生家の「高橋医院」は現在も甥たちによって経営されている。

高岡高女を卒業した初恵は当時の女性としてはきわめて自立心が強かつたようで「これからは東京で勉強をしなければ」と心に決め、両親の許しを求めた。当初は反対していた両親も初恵の三年がかりの説得でついに折れ、上京を認める。

上京した初恵は東京女子専門学校、和洋裁縫女学校を卒業 教師として裁縫を教える生活に。そ